

認定臨床実習指導者 各位
認定実習指導施設 担当者 各位

公益社団法人日本臨床工学技士会
理事長 本間 崇 (公印省略)

臨床実習指導者および指導施設の認定制度について(お知らせ)

拝啓

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。日頃より日本臨床工学技士会の運営にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

かねてよりご案内のとおり、臨床工学技士養成所指定規則の改正に伴い、臨床実習を受け入れる医療施設の要件として、厚生労働省が指定した臨床実習指導者講習会（以下、講習会）を修了した者が在席することが追加され、2023年1月から講習会を開催いたします。

一方で、当会では臨床実習の資質向上を図ることを目的に、2006年度より臨床実習指導ガイドラインに準拠した臨床実習指導者研修会を開催し、指導者および施設の認定を行ってまいりました。しかし、前述の講習会が規定されたことにより、本研修会および認定等を一時中止としておりました。認定臨床実習指導者および認定実習指導施設の皆様におかれましては、今後についてご心配をおかけしたものと存じます。また、正式なご説明が遅くなりましたことを心よりお詫び申し上げます。

つきましては、臨床工学技士臨床実習指導につき、別紙のとおり運用いたします。何卒ご理解の上、お力添えを賜りますようお願い申し上げます。

敬具

新たな臨床実習指導者および指導施設の認定制度等について

1. 臨床実習指導技術研修会（仮称）の開催について

当会にてこれまで実施しておりました研修会は業務領域ごとの臨床実習指導に直結するテクニカルスキルを得るためのプログラムであり、指導者の本質的なソフトスキルの修得を目指す厚生労働省指定講習会とは目的が大きく異なります。

そこで、従来の研修会を「臨床実習指導技術研修会（以下、技術研修会）」と改めて、2025年度以降から開催いたします。

2. 「公認臨床実習指導者（仮称）」等の認定について

厚生労働省指定の講習会と技術研修会を修了された方は、臨床工学技士臨床実習におけるソフトスキルとテクニカルスキルの両方を習得した者として位置づけ、ご自身の申請等により日本臨床工学技士会「公認臨床実習指導者（仮称）」に認定いたします。

なお、現行の認定臨床実習指導者の皆様につきましては、厚生労働省指定講習会を受講いただくことで「公認臨床実習指導者（仮称）」として登録いたします。

ただし、テクニカルスキルに関しましては医療技術の進歩とともに定期的なスキルのアップデートが必要となることから、これまで同様5年ごとの更新といたします。詳細につきましては別途案内します。

また、「公認臨床実習指導者（仮称）」が在籍する医療施設を「公認臨床実習施設（仮称）」として認定いたします。

さらに今後は、公認臨床実習指導者（仮称）の所属施設を臨床工学技士養成校および学生に広く周知するよう情報開示を強化する等、一般社団法人日本臨床工学技士教育施設協議会とともに検討いたします。

3. 既に認定臨床実習指導者を有する方等の厚生労働省指定講習会の受講について

厚生労働省指定の講習会につきましては、2024年度開催分までは無料とし、これまでに臨床実習を受け入れる医療施設に対して1つの申込コードを発行しております。

併せて、個々の認定臨床実習指導者に1つ、認定実習指導施設に1つ、申込コードを発行いたします。

申込コードの使用に関する留意点：

- ・追加の申込コードは、2023年3月までに発行予定
- ・認定臨床実習指導者用のコードはご本人のみ使用可
- ・認定実習指導施設用のコードは当該施設の方であれば、どなたでも使用可
- ・いずれの申込コードを使用の場合も、受講の順位は各施設1人目の方が優先（2025年度の新カリキュラムによる臨床実習に対応するため、ご了承ください。）

4. 現行の認定期間について

「2」および「3」に記載のとおり、公認臨床実習指導者（仮称）等への移行については、厚生労働省指定の講習会を順次受講いただく必要がございます。そのため、現行の認定期間を延長いたします。

- ・認定臨床実習指導者 認定日によらず、認定期間を2026年度末とする
- ・認定臨床実習施設 認定日によらず、認定期間を2026年度末とする

以上